

# 会 議 記 録

会議名称		第 8 回 杉 並 区 環 境 清 掃 審 議 会
日 時		平成 17 年 9 月 1 日 (木) 午前 10 時 00 分～午後 12 時 04 分
場 所		区役所 中棟 5 階 第 3・4 委員会室
出席者	委員名	丸田会長、安田副会長、山崎委員、島田委員、松原委員、岸委員、柳澤委員、山名委員、岩島委員、秋田委員、山室委員、芳村委員、井上委員、小池委員、田澤委員、奥委員、尾崎委員、境原委員 <span style="float: right;">(18名)</span>
	区 側	環境清掃部長、環境課長、環境調査担当係長、環境清掃部副参事、清掃管理課長、管理係長、ごみ減量担当課長、ごみ減量担当係長、杉並清掃事務所長、方南支所担当課長、都市計画課長、緑化担当課長、建築課長
傍聴者数		0 名
配付資料等	事 前	第 7 回会議記録 (案) 環境基本計画実施状況報告 (平成 16 年度分) について 平成 17 年度「杉並・わがまちクリーン大作戦」について アスベスト問題の対応について 平成 16 年度適正管理化学物質の使用量等報告 (平成 15 年度分) について ペットボトル集積所回収モデル事業の実施状況及び地区拡大について (仮称) コープとうきょう上井草店新築工事について 容器包装の分別回収・処理に係る拡大生産者責任の制度化に関する研究
	当 日	みどりの施策の充実と「みどりの条例」の改正方針 (案) について 杉並区みどりの基本計画 杉並区みどりのリサイクル計画 杉並区みどりのベルトづくり計画
会議次第		第 8 回環境審議会 (1) 会長あいさつ (2) 第 7 回会議録の確認 (3) 議 題 ①環境基本計画実施状況報告 (平成 16 年度分) について ②平成 17 年度「杉並・わがまちクリーン大作戦」について ③アスベスト問題の対応について ④平成 16 年度適正管理化学物質の使用量等報告 (平成 15 年度分) について ⑤ペットボトル集積所回収モデル事業の実施状況及び地区拡大について ⑥みどりの施策の充実と「みどりの条例」の改正方針(案)について ⑦「杉並区みどりの基本計画」等の配布について ⑧一定規模以上の開発等に関する報告について ○敷地面積 3 千㎡以上の建築物の建設に伴う緑化計画 ・ (仮称) コープとうきょう上井草店新築工事について (4) その他 ・ 研究報告 容器包装の分別回収・処理に係る拡大生産者責任の制度化に関する研究 (5) 次回の日程

<p style="text-align: center;">会議の内容 および 主要な発言</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第7回審議会会議録の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認</li> </ul> </li> <li>2 環境基本計画実施状況報告（平成16年度分）について <ul style="list-style-type: none"> <li>・私たちの4つの挑戦の2番で行政のすることの中に、中継所を持っている自治体としてもう少し積極的にアピールしていけないのか。</li> <li>・杉並は23区でも比較的緑が多いといわれているが、1.8㎡/人というのは少ない気がするが。</li> <li>・省エネ行動実践の「家庭で日頃から心がけている」の意識調査がほぼ目標値に近づき、意識はほとんどやっているつもりになっている。逆に言うところにギャップがあり意識を変えていかないと、エネルギーの問題はとても難しいから、そこに対して何かもっと積極的な考えがあるのか。</li> </ul> </li> <li>3 平成17年度「杉並・わがまちクリーン大作戦」について <ul style="list-style-type: none"> <li>・量的な拡大を目指すより質的に転換される時期ではないのかという気がする。それには①参加している人たちを区民が見ることにより、自分たちがごみを落とさないとか、周りをきれいにしたいという意識を高めていく。②実際にいつも汚れて乱雑なところ、そういうところを事前に重点地域に決めてできるだけそちらに集中してやる。作戦なので、効果が出るようなやり方に変えてはいかがか。</li> </ul> </li> <li>4 アスベスト問題の対応について <ul style="list-style-type: none"> <li>・7月以降再調査したところ、現状6施設で吹付けアスベストを確認した。とあるが、これに学校施設も含まれているのか。</li> <li>・区としてアスベスト問題について、こういう有害物質への警告についてどのぐらい知っていたのか。</li> </ul> </li> <li>5 平成16年度適正管理化学物質の使用量等報告（平成15年度分）について <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告をうけた。</li> </ul> </li> <li>6 ペットボトル集積所回収モデル事業の実施状況及び地区拡大について <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明をうけた。</li> </ul> </li> <li>7 みどりの施策の充実と「みどりの条例」の改正方針（案）について <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明をうけた。</li> </ul> </li> <li>8 「杉並区みどりの基本計画」等の配布について <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告をうけた。</li> </ul> </li> <li>9 一定規模以上の開発等に関する報告について <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、各企業からの緑化計画に緑化の基本方針を記入してもらおうか、説明をしてもらえたらと思う。</li> </ul> </li> <li>10 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究報告の説明をうけた。</li> </ul> </li> <li>11 次回の日程 <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回の日程は11月8日（火）午前10時から</li> </ul> </li> </ol>
--	---

第8回環境清掃審議会発言要旨 平成17年9月1日(木)	
発言者	発言要旨
環境課長	<p>これから環境清掃審議会の開催になりますけれども、その前に本日の委員の出席状況のご報告と資料の確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>本日、事前に欠席の連絡をいただいているのが、花形委員、井口委員、栗山委員、萩原委員でございます。それから、山名委員は今おこなっているのかと思いますけれども、定足数に達しておりますので、有効に成立するものでございます。</p> <p>なお、本日の会議の中で、環境清掃部長は所用のため11時ぐらいに退席しますので、よろしくご了承をお願いいたします。</p> <p>次に、資料の確認でございますけれども、事前にお送りしたものがございます。ちょっと量が多いものですから、タイトルだけざっと読ませていただきます。</p> <p>第7回の審議会会議録(案)でございます。それから、「環境基本計画実施状況報告(平成16年度分)について」、「平成17年度『杉並・わがまちクリーン大作戦』について」、4点目は「アスベスト問題の対応について」、5点目が「平成16年度適正管理化学物質の使用量等報告について」、6点目が「ペットボトル集積所回収モデル事業の実施状況及び地区拡大について」、7点目が「(仮称)コープとうきょう上井草店新築工事」についてでございます。</p> <p>それから研究報告の資料としまして、「容器包装の分別収集・処理に係る拡大生産者責任の制度化に関する研究」についてでございます。</p> <p>なお、お手元に配らせていただいた資料でございますけれども、1つが「みどりの施策の充実と『みどりの条例』の改正方針(案)について」、2つ目が「杉並区みどりの基本計画」等の資料について、「アスベスト相談内容」、容器包装リサイクル法と拡大生産者責任のシンポジウム、それからゼミ情報が1つございます。</p> <p>ちょっと説明で漏れているものがあるかもございません。あと、お手元に図面が1つ入っているかと思えます。説明の中でもし足りない部分がありましたら、手を挙げていただければこちらでお配りいたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、丸田会長、よろしくお願い申し上げます。</p>
会 長	<p>どうも皆さん、おはようございます。ただいまから第8回の杉並区環境清掃審議会を開催させていただきます。</p> <p>では最初に、第7回の会議記録の確認ということで、皆さん方にお諮りいたします。前もってご送付してあると思いますが、会議記録(案)で何かございますでしょうか。</p>
K委員	<p>特に意見はございませんが、前にいただいたのが「素案」という形で、今回いただいたのは「案」でございますね。そうすると、素案に対して案はどういうふうに変更になったのか、簡潔な、いわゆる対比をやっていただくとありが</p>

<p>会 長 環境課長</p>	<p>たいと思います。自分でもいつも意見を出しているほうなので、自分の意見はわかりますけれども、ほかの委員さんがお出しになった意見がどういうふうになっているのかと。そういう面から、1枚ペーパーでいいですから、添付していただくということをお願いしたいと思います。</p> <p>事務局、いかがでございますか。</p> <p>ただいまのご意見は了解いたしました。今後、そういった形で検討させていただきたいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>わかりました。では、次回からそのようにさせていただきたいと思います。ほかにもございますか。</p> <p>では、「(案)」を取らせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>では、会議の内容ということで皆様方にお送りしてあります次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>まず第1に、「環境基本計画実施状況報告（平成16年度分）について」、それから環境課長の関係が(4)まで続きますね。(2)番目の「平成17年度『杉並・わがまちクリーン大作戦』について」、(3)が「アスベスト問題の対応について」、(4)が「平成16年度適正管理化学物質の使用量等報告（平成15年度分）について」、ご説明のほうは一括してお願いして、1つずつ皆様方にお諮りしたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
<p>環境課長</p>	<p>それでは、まず1点目の「環境基本計画実施状況報告（平成16年度分）について」ご報告させていただきます。</p> <p>お手元に実施状況報告書並びに、パンフレットですけれども、杉並区の環境基本計画の概要版、この2つが配られているかと思っておりますので、そちらをもらっていただきたいと存じます。</p> <p>まず、この環境基本計画でございますけれども、平成15年度から22年度の7年間の計画になってございます。概要のパンフレットをお開きいただきますと、この特徴として「私たちの4つの挑戦」というのがございます。</p> <p>それから、右側のほうに基本目標が5つ記載してございます。それに沿っていろいろな目標が計画されているものでございます。</p> <p>今度、こちらの白黒のほうでございますけれども、これの実施状況でございます。まず、4ページをお開きいただきたいと存じます。</p> <p>基本目標のIが「持続的発展が可能なまちをつくる」ということでございます。取組みの方向1として「地球温暖化防止への取組み」でございます。温室効果ガス削減への取組みということで、今、環境目標の二酸化炭素排出量については、目標値が平成22年度で2%削減、1990年度比較で2%削減という目標になってございます。これは京都議定書の目標をさらに上積みしておりますので、2%削減となっております。15年度末の状況でございますけれども、既に12年度末で8%増といった結果になっているものでございます。これは目標の達成が非常に難しい状況にはなっておりますけれども、こういった状況でございます。</p>

<p>会 長</p> <p>緑化担当課長</p> <p>環境課長</p>	<p>それから1つ飛びまして、取組みの方向2「循環型社会を目指す取組み」でございますけれども、ごみの発生抑制で区民1人1日当たりのごみの排出量が、達成年度、平成24年度で40%削減、429g/人/日ということで、15年度末の状況が、右側を書いてございますように693gでございます。</p> <p>資源の回収でございますけれども、リサイクル率が目標値、平成24年度で43%ですけれども、15年度末の状況が19.4%でございます。</p> <p>それから、その右のページ、基本目標Ⅱ「健康と暮らしの安全を守るまちをつくる」で、例えば一番上の野焼きの件数ですと目標値が0件でございますけれども、15年度末の状況ではまだ39件あるといった状況でございます。</p> <p>1つ飛びまして、二酸化窒素濃度年平均値、目標値が0.030ppmでございますけれども、15年度末の状況で0.040ppmとなっております。</p> <p>次のページをお開きいただきまして、7ページでございます。基本目標Ⅲ「自然環境が保全され、さまざまな生き物が生息できるまちをつくる」でございますけれども、一番上の区の緑被率の目標が20%、15年度末の状況で20.9%ということでございます。</p> <p>それから1つ飛びまして、「樹林や農地を守る」というところで、保護樹林指定面積、目標値67haでございますけれども、15年度末で61.3haでございます。その下、1人当たりの公園計画面積、1人当たり5㎡が目標でございますけれども、15年度末で1.8㎡となっております。</p> <p>10ページをお開きいただきたいと存じます。基本目標Ⅳ「魅力ある快適なまちなみをつくる」ということで、一番上の「杉並区を美しいと思う人の割合」ですけれども、目標値60%に対しまして15年度末で62.8%でございます。</p> <p>1つ飛びまして、「美化運動 延べ参加人数」、クリーン大作戦等でございますけれども、目標値1万人以上ということですが、15年度末の状況は1万1,464人でございます。それから、12ページをお開きいただきたいと存じます。基本目標Ⅴでございますけれども、「区民、事業者、区が、ともに環境を考え、行動するまちをつくる」ということで、一番上の「すぎなみ環境カエルくらぶ参加人数」、目標値1,700人に対して15年度末は116人ということで、目標達成が非常に難しい状況になってございます。</p> <p>1つ飛びまして、環境リーダーの登録数ですけれども、目標値120名に対して15年度末104名でございます。</p> <p>ざっと数値目標等のポイントだけをご説明いたしましたけれども、こういった状況になっているものでございます。</p> <p>今、7ページの区の緑被率の数値の説明をされたでしょう。これは緑化担当課長がいらっしゃるけれども、訂正になっていますよね。</p> <p>はい。17年4月からの報告書では25%になっております。</p> <p>今、訂正になってございますけれども、これはあくまで平成16年度版の報告という形になりますので、その時点での目標値が記載されているものでございます。</p>
--------------------------------------	--

<p>会 長 環境課長</p>	<p>でも、あわせて説明されていかないと。        そうですね。失礼いたしました。        それでは、議題の2番目、「平成17年度『杉並・わがまちクリーン大作戦』」        でございます。</p> <p>ここに記載されておりますように、今回、6回目を迎えるということでござ        います。環境の美化を図り、また地元への愛着心を醸成し、日常のライフスタ        イルを見直す事業として区民の中に定着してきているものと考えてございま        す。参加者・団体等については、比較的自由になってございます。</p> <p>実施期間でございますけれども、9月から11月の3カ月を実施期間としまし        て、特に9月26日から10月2日までを中心の1週間として実施したいと考        えてございます。メインは10月2日の日曜日という形で実施したいと考        えてござ        います。</p> <p>活動内容は、ここに記載のとおり、道路あるいは公共用の看板の落書き、ご        みの収集といったことを考えているものでござ        います。</p> <p>ごみ袋の配布につきましては、9月中旬までにご希望の数を事務局のほうに        お伝えいただければ、配布をするという予定でござ        います。</p> <p>集めたごみの処理でございますけれども、10月2日は、提出された実施計画        書に基づきまして、管轄の清掃事務所が事前に集積場所等を調整させていただ        くというふう        に考えてござ        います。</p> <p>広報等は記載のとおり実施しているものでござ        います。</p> <p>昨年の実績が下の括弧の中に記載してござ        いますけれども、昨年は179団体、        1万567名ご参加いただき        ます。本年度につきましては、9月1日現        在で210団体、1万3,000人の方        がお申し込みいただき        ます。今後も        まだ日程等ござ        いますので、若干の増が見込まれる        のではないかと考        えていると        ころでござ        います。</p> <p>これについては以上でござ        います。</p> <p>続きまして、「アスベスト問題の対応について」ご報告いたします。</p> <p>6月29日に株式会社のクボタが、アスベスト製品を製造していた工場の労働        者等が多数死亡した        という        ことを公表いたしまし        て、続いてニチアス等の建材        メーカーも公表を始めた        ものでござ        います。そういったこと        がきっかけになり        まして、周辺環境へのア        スベスト飛散に関する健        康不安が全国的に高ま        っております。この問        題に対する杉並区の        対応について、次の        とおり報告いたしま        す。</p> <p>まず1点目        でございますけれども、「ア        スベスト対策会議」を        設置してござ        います。この問題は各        分野に及んでいま        すので、7月12日に        総合的な対策会議        を設置いたしまし        て、関係部署が連携・        協力して、アスベ        スト対策にかかわ        る情報収集、健康        相談、生活環境に        かかわる相談、規        制の徹底などを        行っていく        ものでござ        います。これまでに        3回ほど開催して        ござ        います。</p> <p>2点目に、「区民相談窓口の設置」という        ことで、相談窓口を        設置してござ        います。建築物から        のアスベストの        除去・飛散防止        などのことを        中心といたし</p>
---------------------	---

まして、この区役所にかかわってくるものについては、環境清掃部環境課の公害対策係で相談を受けることになってございます。健康相談につきましては、杉並保健所の保健予防課並びに各保健センターということで受けてございます。

8月15日までの相談件数でございますけれども、昨日集計したところ、8月30日までで304件来てございます。健康に関する相談が24件、区施設に関する問い合わせが74件、環境に関する相談が201件、その他マスコミ等からの問い合わせが5件ということでございます。

それから3番目としまして、「区立小・中学校、区施設の安全点検・再確認」ということで、何回か調査しているものでございますけれども、平成14年度には昭和55年以前に建築した建物、区施設101カ所で調査してございます。また、平成16年には昭和63年以前の建物について、吹きつけアスベスト、アスベスト含有吹きつけ材の調査等、必要な工事をしてございます。

こういった問題がありまして、今現在は平成8年以前の建築物に調査の対象を広げまして、調査を実施しているところでございます。現在までに6施設で吹きつけアスベストを確認してございまして、こういった箇所につきましては室内の空気環境調査を行いまして、関係者に説明をした後に除去等の工事を行うといった予定でございます。今後も、調査によりましてアスベストの含有を否定できないような吹きつけ材が明らかになった場合には、適切に対処していく予定でございます。

なお、ここには記載がございませんけれども、アスベスト工事に関する融資制度等の支援制度については今現在検討中でございます。

それから参考としまして、8月21日号の広報の写しを添付させていただいてございます。

それからもう1枚別紙で、本日席上配付したものでございますけれども、8月30日現在の環境課だけに来ている相談件数をまとめたものでございます。

相談内容の主なものでございますけれども、自宅だとか、自己所有建築物、マンション等にアスベストらしきものがあるので、それをどう調べたらいいかとか、区で調査してほしいとか、あるいは調査業者を紹介してほしいといったものが一番多いようでございます。

「アスベスト問題の対応について」は以上でございます。

続きまして、「平成16年度適正管理化学物質の使用量等報告(平成15年度分)について」ご説明いたします。

環境確保条例によりまして、平成13年10月から化学物質の適正管理に関する規定が施行されてございます。これは区内の工場、あるいは指定作業場を設置している事業者で、58種類の化学物質のいずれかを年間100キログラム以上取り扱う者は、毎年度、その前年度の化学物質の使用量等を報告することが義務づけられているものでございます。

ちょっとわかりにくいかと思えますけれども、これは事業者が自分のところで扱っている化学物質の量を把握して、区に届け出ることによって自主的な管理を促

	<p>進して、環境への影響を低減するというのがねらいでございます。</p> <p>参考に、別紙としまして一番後ろについていますけれども、「化学物質の適正管理について」のパンフレットの写しをつけさせていただいております。一番裏側にその58物質も記載してございます。</p> <p>結果でございますけれども、「報告状況」ということで、平成15年度分の報告書提出件数は76件でございます。業種別ではガソリンスタンドが40件(53%)と一番多く、次がクリーニング業の24件(32%)でした。</p> <p>2番目、「化学物質使用量の概要」ですけれども、区内で使用・出荷されていた化学物質は18物質で、使用量全体の合計が1万3,000トン、出荷量合計も同じく1万3,000トンになってございます。</p> <p>個々の化学物質では、ガソリンの成分のトルエン、キシレン、ベンゼンが多い物質になってございます。東京都全体の使用量が67万トンでございますので、杉並区の割合は東京都全体で見ると約2%というものでございます。</p> <p>裏面の「環境への排出量、事業所外への移動量」でございますけれども、区内の環境への排出量は全体で21トンが大気中に放出されまして、事業所外への移動量は主に廃棄物として6.7トンでございます。東京都全体では環境への排出量が7,700トンでございますので、杉並区の割合は東京都全体の約0.3%と非常に少ない割合になっているものでございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>では、1番目の議題、「環境基本計画実施状況報告(平成16年度分)」、この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。</p>
会長	<p>このカラーじゃないほうの2ページ、「私たちの4つの挑戦」の中の1点目の一番下のところに、「2010年のエネルギー消費量を1990年度と同程度とすることで、2%削減が可能です」と明確に書いてあるわけですが、これにつきまして内容をもう少しご説明をお願いしたいと思います。</p>
K委員	<p>我々、CO<sub>2</sub>の排出量を測定するときに、実際には電気、ガス、そういったもので測定しております。電気量で二酸化炭素の排出係数という計算式がございまして、例えば火力発電ですとCO<sub>2</sub>の発生が多いわけですが、原子力でやるとCO<sub>2</sub>が少ない。そういったことによりまして、毎年毎年CO<sub>2</sub>の排出係数が決まってきます。そういったものをエネルギーで掛け合わせますと、エネルギーを同レベルに抑えますと、CO<sub>2</sub>は2%削減と。ちょっとここでは示せませんが、そういった計算式があるということでございます。</p> <p>ということは、エネルギー源の変更に伴って、この2%減が可能だと理解してよろしいわけですね。</p>
環境課長	<p>いろいろな対策があるわけで、国のほうの施策では産業分野で大きな削減をしようということですが、杉並区は住宅都市になってございますので、我々個々の節電だとか省エネ等の努力が必要になってくるというもので、今、目標としてこういう形で挙げているものでございます。</p>



K委員	<p>例えば先ほどおっしゃったように、石油なら石油はこれだけのCO<sub>2</sub>が発生しますよと。それを仮に石油のウェイトを減らして、天然ガスのほうに持ってきた場合には、天然ガスのほうが発生量は少ないと思っているわけですがけれども、そういうことでエネルギー源の変更に伴ってという解釈でいいのかどうなのかという確認なんですよ。</p>
環境課長	<p>エネルギー源が変わりますと、当然、排出量が変わってまいりますので、そういった影響はここに反映されてくるものと思います。ただ、今、エネルギーの排出係数はおおよそ幾らというのがありますので、そういったものを計算しまして、我々杉並区民が努力してここまで減らそうといった形で目標をつくったものでございます。ですから、大もとのエネルギー源が変われば、当然数値は変わってきますけれども、それを見込んでつくったものではございません。</p>
K委員	<p>むしろ私はこの部分だけはカットしていただいて、もっと消費者全体が省エネに努めましょうと言うほうがいいんじゃないかなと考えたものですからね。</p>
環境課長	<p>委員のおっしゃるとおりだと思いますので、できるだけ区民の方にわかりやすく、こういった省資源のPRに努めていくと。これは1つの数値目標ということでございますので、できるだけわかりやすく情報提供していきたいと考えてございます。</p>
M委員	<p>同じく「私たちの4つの挑戦」のところなんですけど、2番でごみ量を最少にと前回のときに清掃一部組合の中間報告があって、せっかく杉並区が半減プランをしても、杉並中継所の廃止にはなかなか至らないのではないかという懸念があったと思うんですけども、例えばこの行政のすることの中に、よその自治体に対しても何か、中継所を持っている自治体としてももう少し積極的にアピールしていくということは考えられないのでしょうか。</p>
ごみ減量担当課長	<p>環境基本計画ですので、ある面でいけば、区民と区内の事業者の方と区が協力してこの計画を実施していくことによって目標を達成するというものになってまいりますので、他自治体への働きかけがこの計画に載っていないからしないというわけではなくて、当然、中継所の廃止というのはごみ半減プランの中でも大きな目標にもなっておりますので、その中で過程としてやっております。あえて杉並区の環境基本計画というのは、区と区民と事業者の中で目標としている杉並の将来像ととらえていただければと思うんですが。</p>
M委員	<p>ただ、ここで、例えば行政が「拡大生産者責任の働きかけを行う」というのも挙げていらっしゃるんで、それと同じようなレベルで他の自治体へも発信すると言っても大丈夫なのではないかなと思ったのですが。</p>
ごみ減量担当課長	<p>拡大生産者責任というのは、ある面でいけば大きなごみの排出の枠組みだと思っておりますので、それは行政側としてお願いしていく部分で、それと仕組みという部分とは若干違うかなと。条件によって状況が変わってくると考えていますので。</p>
M委員	<p>では、この案の中には盛り込まれていないけれども、杉並区が半減プランということで考えている中継所の廃止は、ほかの自治体にも積極的に訴えていく</p>

<p>環境清掃部長</p>	<p>と理解してよろしいでしょうか。</p> <p>中継所の廃止というのは、先ほどお答えしたように、区としては廃止をするんだという方向をきちんと半減プランで出しています。その内容については、今、杉並の中継所は練馬区と中野区とが入っているんですね。量はそれぞれパーセントがありますけれども、これらの区についてはその半減プランができた時点で、私も含めて管理職が、きょうはちょっと欠席していますが、一緒に行って説明をしつつ、ぜひ協力してくださいということで中野も練馬も行っております。</p> <p>それから、23区のいろんな課長会、部長会の中でも、具体的にどうするという事ではないんですが、その中でもこういう形で区としては取り組んでいますという話はさせていただいておりますので、ここで他自治体への働きかけという事は入っておりませんが、そういった趣旨で取り組んでいるつもりです。</p>
<p>V委員</p>	<p>言葉の問題なんですけれども、7ページで、一番上は「緑被率」という言葉ですね。この緑被率はどうやって出すのかというのは、かなり前の審議会で私は聞いて、航空写真を使ってやるんだと教えていただいたんですけれども、今度はその下に「緑地率」、その下に今度は「緑化率」と。これはどうしてこんなに、何か違いはあるんですか。「緑被率」と「緑地率」と「緑化率」。緑被率は先ほど申しましたようにわかりましたからよろしいですが、「緑地率」と「緑化率」の定義というか、意味、内容をご説明いただきたいと思います。</p>
<p>緑化担当課長</p>	<p>まず、緑地率でございますけれども、例えば公園緑地とか、屋敷林とか、寺社林とか、そういうある程度まとまった緑地がございますよね。そういう面積的にまとまった緑地の面積と杉並区全域の面積の割合が緑地率でございます。</p> <p>緑被率といいますのは、さっきV委員がおっしゃったように、公園緑地等以外の一般のお庭の庭木とか、そういった緑も含めて、航空写真で上から見た緑の割合を緑被率と言いますけれども、緑地率というのは公園緑地であるとか、寺社林であるとか、面的にまとまった緑地の割合ということです。</p> <p>それから、接道部緑化率というのは、いわゆる道路に接した生け垣の長さで道路の長さの割合でございます。</p>
<p>V委員</p>	<p>そうすると、緑被率は全部を含んでいると考えていいんですね。杉並区の中で緑がどれだけあるかと。緑化率は、公的な公園とか、緑地とか、屋敷林とか、そういう面的にまとまったものを指す。それから、緑化率というのは、生け垣……。</p>
<p>緑化担当課長 V委員 会 長</p>	<p>ええ、接道部の緑化率。要するに、道路の長さに対する生け垣の割合です。どうもありがとうございました。</p> <p>ちょっと私のほうから補足しますと、この緑地率というのは、都市計画等を策定していくときによく用いる指標なんです。というのは、全体の面積の中で、今ご説明にありましたような都市公園だとか、公的な担保がなされているものと、もう一つ制度的にそこが緑を担保していると。それは今の公園もそう</p>

T委員	<p>ですけれども、あと緑地保全のいろんな法律があります。都市緑地保全法とか、そういったもののかかっている区域ですね。その他の民有地については含めないことにしています。ですから、制度的にどのぐらい公的に担保されているのかという意味で目安になるわけです。</p> <p>公園のお話が出ましたので、やはり7ページのところでちょっとお伺いしたいと思います。</p> <p>上の4のところ、「さまざまな生き物が生息できるみどり豊かな公園などをつくる」というところで、15年度末の状況が1.8㎡/人になっていますね。これと、下の「目標設定のある主な計画事業」のところの15年度末の実施状況の数値が、どこをどうとって1.8㎡になるのかをちょっとお伺いしたいと思います。</p> <p>杉並は23区でも比較的緑が多いと言われておりますので、ちょっと1.8㎡というのは少ないような気もいたしましたものですから、どういうものがこの中に含まれるのか。例えば小さいミニ公園ですとか、大規模公園は当然含まれると思うんですけれども、どこからどう引いてこの数字が出たのかをお伺いしたいと思います。</p>
都市計画課長	<p>それでは、今のご質問にお答えいたします。</p> <p>ここで1.8㎡というのは、杉並区民1人当たりの面積でございます。この内訳といたしましては、都立公園、区立公園、これらを含んでございます。都立公園の主なものは和田堀公園ですとか、善福寺川緑地ですとか、善福寺公園だとか、そういうもののおおむね半分ぐらいでございます。残りの半分が区立公園でございます。小さなものから、この間開園いたしました柏の宮が区立最大でございますが、そういうものを足し合わせまして1人当たり1.8㎡という数字でございます。</p>
T委員	<p>下のほうの「地域公園の整備」というのがございますが、これは区として今後整備していこうということでの目標値がここに示されているわけでございます。</p>
都市計画課長	<p>ご説明はわかりましたけれども、そうしますと、都立の公園ですとか、そういうものも含んだ数が1.8㎡ということなんですね。</p>
T委員	<p>はい、そうです。</p> <p>下のほうの目標は区ですので、ここは何㎡/何人というものが出ておりませんですね。下の0.29㎡というのは区立の公園の面積で、1.8㎡がすべての杉並にある公園の面積ということですね。そうすると、努力目標のほうは、都立の公園も大きくなっていく可能性があるでしょうし、区の公園も大きくしていく努力をされていると思うんですけれども、そうすると、平成30年度の5㎡というのは、都の公園の拡張、今、和田堀公園の辺は立ち退きをしたりしてふえていっていますよね。それも期待をしている数字というふうな理解でよろしいですね。</p>
都市計画課長	<p>今、委員がおっしゃったとおりでございます。和田堀公園にいたしましても、</p>

	<p>全体の計画面積が約54haでございますが、まだ開園しているのはすべてではございません。ちょっと細かなデータが今手元にはございませんが、おおむね半分ぐらいかと思えます。そういう計画面積を含めてこの目標値としているということでご理解いただければと思います。ですから、1人当たり5㎡というのは、その計画を予定されているもの、もしくは区立公園としてもまだ整備されていないような場所もございますので、そういうものを足し上げてこういう目標値をつくっているということでございます。</p> <p>それから、下のほうでちょっとわかりづらいんですが、「地域公園の整備」と書いてございます。これは区立公園で幾つかの仕分けをしてございまして、小さな公園をまちかど公園という呼び方をしてございまして、それよりもう少し大きい、1,000㎡から3,000㎡ぐらいのものをふれあい公園、それよりもう少し大きな公園をのびのび公園、そのさらに上、1万㎡以上の公園を地域公園と呼んで、区の核となる公園として柏の宮ですとか、蚕糸の森ですとか、そういうような公園を指してございます。</p> <p>お手元の「みどりの基本計画」の31ページをごらんいただきますと、その辺の公園の種別が書いてございますので、参考までにごらんいただければと存じます。</p>
緑化担当課長	<p>すみません。先ほど私、緑地率の説明の中で屋敷林も入っていると申しましたけれども、これは間違いでございます。訂正いたします。同様に、「みどりの基本計画」の32ページを見ていただければ、先ほど会長のほうからもお話がありましたけれども、制度上安定した緑地ということで、保護樹林に指定されている場合は入りますけれども、一般的に屋敷林という言い方は間違いでございました。訂正いたします。</p>
環境課長	<p>先ほどのK委員のご質問の補足でございます。2ページの「2010年度のエネルギー消費量を1990年度と同程度にすることで、2%削減が可能です」という部分ですけれども、エネルギー源の排出係数が下がるということが1点と、それからエネルギーの高効率機器が普及をするということでございます。同じエネルギーでも、CO<sub>2</sub>の排出が少ないような機器が普及するということでございます。</p>
K委員	<p>わかりました。</p>
H委員	<p>都立、区立の学校なんかはどういうところに入っているのでしょうか。杉並の場合は実業高校もございまして、どう判断すればよろしいのでしょうか。先日お聞きしたとき、これはこの会議ではないんですけれども、一番今杉並で緑地化しているのは都立農芸高校だというお話をいただいているんですけれども。</p>
緑化担当課長	<p>今のご質問は、緑地率に関連する学校の取り扱いのご質問ですね。学校につきましては、一応、社会通念上安定した緑地ということで、500㎡以上あるものは大学、病院、民間グラウンド等も入れております。</p>
会 長	<p>今のH委員のご質問に関係して、8ページ目に「学校等のエコアップ」という項目がございまして、その校庭緑地化の中で特に力を入れているところは、</p>

H委員	今言われたような高校は入っていないんですけれども、小・中学校がここに含まれてくることになるんですね。
会 長	都立も入るといことすし、区立もその地域にあれば入るといことすね。
H委員	施策として重点的にやられていれば、入ってくるんでしょうね。
H委員	入るんでしょうね、両方とも。
O委員	5 ページですけれども、基本目標Ⅱの「健康と暮らしの安全を守るまちをつくる」という中に、1 番、「有害化学物質減少への取組み」の野焼き件数ということで、これは主にダイオキシンだと思っんです。その下に「化学物質の適正管理」といことす、本日の報告事項にも適正管理化学物質が58物質リストされているんですけれども、その上の「有害化学物質」といのは、ダイオキシンほか、リストみたいなものは何かございすんですか。もし幾つか主要な有害化学物質があれば教えていただきたいんです。
環境課長	「有害化学物質減少への取組み」といのは、有害化学物質に相当するものはすべて含むといことすございすけれども、一般的によく大気のマニタリングをするときに1つのターゲットになるようなものがあります。ちょっと今手元に資料はございせんけれども、それが26～27あります。そういった物質は、今、例えばあそこの中継所のマニタリングなんかで、マニタリング用のターゲットの化学物質はそういったものを使っているところございす。
O委員	やはり法律とか条例などで、実際にリストとしてできている有害化学物質といのはあるわけですか。P R T R法とか、いろいろそういう法律がありますね。
環境課長	今回の環境確保条例の関係の大もとになるのはP R T R法になるわけですけれども、P R T R法のは数が限られておりますので、それをもっと広くカバーしようといことす、今回、58物質といことす範囲を広げているものございす。もちろんそれ以外にもあるかもしれせんけれども。
O委員	そうですか。そうしますと、ダイオキシンを中心とする野焼き対策、それ以外に有害化学物質に対して区として対応している施策といひますか、何かそういうのはございすか。
環境課長	大気環境の測定をしてございすので、主にマニタリングでございすけれども、特にV O C関係を中心に今マニタリングをしているところございす。揮発性有機化学物質ですか、そういったものを中心にマニタリングをしているところございす。
O委員	わかりました。
U委員	すぐく単純な質問なのかもしれせんんですけれども、4 ページの二酸化炭素排出量、1990年度ベースで2 %削減が目標値すよね。現状が8 %増すから、これは1990年度の108%と考えてよろしいんですか。
環境課長	そのとおりでございす。
U委員	それから、2 番目の仕組みづくりといことす、省エネ行動実践の「家庭で

<p>環境課長 U委員</p>	<p>日頃から心がけている」が40%の目標値になっていますね。現状、15年度で38%ということは、意識調査としてはほぼやっていると考えてよろしいんですか。</p> <p>意識調査上はやっているという答えをいただいております。</p> <p>わかりました。それで、事業者のほうは40%に対してまだ24%程度ということですから、多分、事業者のほうは改善の余地がかなりあると考えていいと思うんですけども、杉並は事業者よりも家庭のほうが多いというお話がありましたので。ここで意識調査がほぼ目標値に近づいてるのに、108%になっていると。あと1割削減しないとイケないのに、意識はもうほとんどやっているつもりになっている。</p> <p>逆に言うと、ここにすごいギャップがあって、本来ここをきちっと啓蒙していくなり、意識を変えていかないと、とても今の普通の生活、みんながやっているのに全然減っていない、効果として上がっていない。多分そんなに難しい話じゃないと思うんですね。80年代の生活で十分満足できる生活のレベルに達していると通常言われていますから。その辺でかなりきちとした啓蒙活動とか意識改革をしないと、みんな我慢している、だけど達成しないという状況が起きてくるんじゃないかと。ですから、今の評価を見ると、この問題が相当難しいのかなと思うんですね。</p> <p>ごみに関してはかなり意識が変わってきていますから、多分ごみは頑張ればすぐいけると思うんですけども、エネルギーの問題はとても難しいから、この辺をもっと施策の中で重点課題として前向きに打ち出さないと、例えば公園緑地だとか、積み上げていくものは簡単だと思うんですよ。逆にこの辺の問題が変わらない限り、すぐ戻ってしまう危険性のある項目ですから、そこに対して何かもっと積極的なお考えがあるのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいんです。</p>
<p>環境課長</p>	<p>杉並区は省エネビジョンというのを持っているんですけども、実はそれに基づきまして省エネの行動計画をつくろうと。実践的な行動計画をつくろうとということで、ことしの3月に省エネ懇談会を立ち上げてまして、今、コンサルも入ってもらって、案をつくっているところでございます。</p> <p>ただ、実情は、国のほうの計画を見ますと、ほとんど削減計画が産業分野の削減になっていまして、国のほうの見込みですと、CO<sub>2</sub>は1990年比較で、2010年度に家庭分野は6%ふえるだろうという見込みを立てています。その中で、杉並区はその分野を逆に減らしていこうという考え方でございますので、かなり心していかないと難しい部分があるのかなとは考えているところでございます。</p>
<p>U委員 環境課長</p>	<p>今の懇談会の話なんですけれども、メンバーからちょっと漏れ聞こえてくることによりますと、それではとても達成できないんじゃないかと何となく聞こえてくるように私は聞いておりますので、その辺も含めてこの分野をもっとこ入れしていただいたほうがいいのかなと今考えているところでございます。</p> <p>ご指摘のとおりだと考えておりますので、その辺のところを含めまして、ハー</p>

<p>会 長</p>	<p>ド分野、ソフト分野を含めて、どういった対策が適切なのか検討していきたいと思っております。</p>
<p>M委員</p>	<p>じゃ、よろしくお願ひします。</p> <p>ほかの議題もまだございますので、進めさせていただいて……。</p> <p>申しわけありません。5ページの二酸化窒素、大気の状態を調べるということについてなのですが、私ども大気汚染の測定の会からここに出させていただきますものですから。</p> <p>現在、杉並区は大きな道路の計画が2本、放射5号線と外環道ということで話し合いになっています。最近、道路をつくと渋滞が解消されるのでCO<sub>2</sub>が減る、道路をつくれれば環境がよくなるという言い方さえされているんですけども、二酸化窒素については点としてはある程度解消されるのですが、面としては結局、値が上がってしまっているということは、区のほうでも測定なさっていれば把握していらっしゃると思うんです。</p> <p>ちょっとこれは、分野が違うところに口出しはできないという問題はあると思うんですが、せっきく環境課でこういうことを把握しているのに、道路のほうの人には全く生かされないということになってしまっている懸念がありますので、やはり環境課のほうから持っている資料で、区全体の環境を守るためにこういう懸念があるという発言もしていくようなシステムは何か考えられるのでしょうか。</p>
<p>環境課長</p>	<p>道路だとか交通対策の関係につきましては、区のほうでも23区で国等に要望を出していますので、そういった対策はとっているところでございます。ただ、この二酸化窒素自体は、ガソリンだとかエンジン等の規制がありまして、特にディーゼル規制がありまして、満たしていない地域はなくなっているんですね。ほとんどみんなクリアしていると。ご存じかと思えますけれども、ことしにつきましては都内全部、二酸化窒素についてはクリアしているといった状況です。15年度の状況が0.04ppmですけれども、基準が0.04から0.06の範囲になっていますので、一応それもクリアしているという形で、大気汚染の状況自体は改善傾向にあるのだろうと考えてございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>じゃ、ただいまの連携ということもお話になられていましたから、今後もよろしくお願ひいたします。</p> <p>まだおありかと思えますけれども、時間の関係で2番目に進めさせていただきます。</p> <p>「平成17年度『杉並・わがまちクリーン大作戦』について」、この件につきましてご質問等ございましたら。</p>
<p>O委員</p>	<p>クリーン大作戦も5回で非常に定着してきているんですけども、一方、参加団体は多少減っているという傾向も出てきていると思うんですね。前回か前回にもちょっと申し上げたんですけども、このクリーン大作戦というのは、ただ惰性でやっているようになってきますと、しかも割合ときれいなものですから、私も2～3の団体で参加しているんですが、ごみが集まりませんと達成</p>

<p>P 委員</p>	<p>感がない。それで、もういいやという気持ちになるわけですね。そういうような状態が出てくると非常に好ましくない。むしろ量的な拡大を目指すよりも、質的に転換される時期が迫っているんじゃないかという気がします。</p> <p>それには、クリーン大作戦には2つ重要なことがありまして、1つはキャンペーン効果ですね。参加している人たちがそれをやっているということを区民が見ることによって、自分たちがごみを落とさないとか、周りをきれいにしたいという意識を高めていくというキャンペーン効果を高めることが1つ重要です。</p> <p>もう一つは、例えば中杉通り、東京で言えば丸の内みたいなところを、なめるように何回も老人会がやったり、我々の団体がやったりしていますと、ごみは植木の裏をひっくり返さないと見つからないような状態になるんですね。それでもあそこは一番メインの通りですから、皆さんおやりになるような形なんですけれども、そういうやり方ではなしに、実際にいつも汚れて乱雑なところは杉並区の中でもあると思うんですね。そういうところを事前に重点クリーン地域を決めて、できるだけそちらに集中してやると。そこの地域の人、実際に目の前を黄色い旗を掲げて、ごみを拾ってうろうろしていますと、ああ、これは汚しちゃいけないんだなという気持ちになってくるわけですね。ですから、そういう質的に転換した、キャンペーン効果をねらったクリーン大作戦というものをもう少し、ピンポイントじゃないですけれども、作戦ですから、効果が出るようなやり方に変えていっていただきたいということを提案したいと思います。</p> <p>私のところも毎年やっているんですが、このところでお祭りだの国勢調査だの、何しろたくさん入るものですから、9月10日が雨でしたら次の日というようにして回覧を出しているんです。</p> <p>枝が街灯を遮っているとか、遊歩道に半分ぐらい樹木が出ているとかいうことで、一昨日もそのお宅に声をかけて、ともかくこれだけ道路を占領していると、子供さんを乗せたお母さん方が子供さんに目を払うという危険もあるので、「でも、あなた、ちょっと先を切ったぐらいじゃ、半年ぐらいでまた伸びちゃうのよね」と言ったら、「わかりました。根元から切ります。10日までに間に合わせます」と言ってくださいました。そういう家が今4軒、私が注意して実施したのがもう1軒出てきました。やっぱり木というのは生い茂るのがすごく早いんですね。</p> <p>あと、畑などがありますので、そこから出たり、または遊歩道の細かい割れ目からたくさん出ます。確かに1人の地主さんが長い距離を持っていたりしますと、地主さんばかりにさせられませんので、私たちも行って手伝ったりということで、日ごろからクリーン大作戦なんですね。今こちらがおっしゃるように、たまにそうしたところに行ってみんなでキャンペーンをやろうよということもいいことだし、それからまた地元を清掃するということは基本ですので、私どものほうはそのような考え方でやっております。</p>
-------------	---



<p>会 長</p>	<p>ほかにございますか。よろしいですか。</p> <p>きょういただいたご意見なども、また今後の参考にさせていただきたいと思 います。ありがとうございます。</p> <p>では、3番目に「アスベスト問題の対応について」ということになります。 ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。</p>
<p>Q委員</p>	<p>3番の「本年7月以降再調査したところ」ということで、ここに多分学校施 設とかも含まれていると思うんですけども、「現状6施設で吹付けアスベ ストを確認しました」とありますが、これに学校施設は含まれているんでしょ うか。</p> <p>あと、全部調べると思うんですが、まだ全部終了していないんでしょうか。 終了は何月ぐらいという目安はあるのでしょうか、ちょっと教えていただきた いと思います。</p>
<p>環境課長</p>	<p>大変申しわけないんですけども、所管が営繕課になるものですから、詳し いデータは今手元にはないんですけども、必ずしも学校だけではないと聞いて います。学校も一部あるようなことは聞いていますけれども、現在まだ調査は 続いているということでございます。</p>
<p>Q委員 会 長</p>	<p>小・中学校が含まれているということですか。</p> <p>学校関係は教育委員会で別途報告されているんですよ、逐次。今までも3回、 現況はこうだというので議題になっています。特に機械室関係で多少グレーと いうか、今後調査が必要だなんていうのがあったのは覚えているんですけど も、最終的には教育委員会から資料をとられて、ご報告されたほうが良いと思 います。</p>
<p>環境課長 Q委員</p>	<p>こちらで調査して、またご連絡いたします。</p> <p>はい。健康被害ということだと、やっぱり子供たちが行っているところ ですので、かなり保護者のほうは神経質になるんじゃないかなと思いますので、 できたらはっきりわかりたいなと思ったものですから。また9月のP協の運営 委員会のほうで報告に行きますので、それまでにお知らせいただければありが たいのですが、よろしく願いいたします。</p>
<p>T委員</p>	<p>関連して。今、学校のご心配でお聞きになっていましたけれども、これは具 体的な施設の施設名等を公表するというお考えはないんでしょうか。例えば駅 舎等にもいろんなところで使われているとマスコミ等で報道されますけれども、 具体的にどういうところでどんな程度に使われているかということがあまり知 らされていないような感じがしております。区の施設の場合にはどういうお考 え方を持っていらっしゃるか、できれば教えていただきたいと思います。</p>
<p>環境課長</p>	<p>基本的には公表するという考え方でございます。ちょっとその方法について はまた検討をして、どういうやり方で報告するかというのは今後の検討課題と 思っております。</p> <p>それから、鉄道等の公共事業者につきましても、こちらで今、調査をかけて いるところでございます。</p>

K委員	<p>単純なお願いなんですけれども、こういうアスベスト関係の資料を出されるに当たって、一般消費者はほとんどアスベストというものに対する理解は乏しいと思っているわけです。そのために、こういう資料をおつくりになるときに、例えば電子顕微鏡でもいいですから、その繊維を表でこのくらいの太さだよと。実際、とげはこのくらい生えているんだという写真なんかを添付していただいて、それが一たん体の中に入っちゃったら、なかなか排出できないというような簡単な説明をつけていただければより区民の理解が深まっていけるんじゃないかなと。</p> <p>一方、例えばここにありますように、ロックウールなんていうのはとげがないわけですから、そのまま排出しちゃうわけですね。そのあたりも対比的なもので書いていただいてもいいんじゃないかと。そういうことで、簡単な説明で少しPRしてもらったらいかなと思って、お願いします。</p>
V委員	<p>私、今から3年前に、身の回りにある有害化学物質についてどうしようかというテーマのシンポジウムに出ました。そのときに、ちょうど3年前の夏なんですけれども、ある委員が、日本では昔は胃がんが一番多かったが、この12～13年は肺がんが激増していますと。この大きな原因の1つはアスベストにあることは専門家の間では定説になっています。これから工場、学校、集合住宅等、膨大な量のアスベストが使われている建物の解体時期を迎えます。また、阪神大震災のときに飛散したアスベストの量はただごとではありません。浴びた住民やボランティアへの影響が心配なんです。25年から27年後に結果としてあらわれるのが病理現象として定説ですと。ですから、すごい潜伏期間が長いんですね。25年から27年ですからね。</p> <p>それで、アスベストについての日本の法整備は他の先進国に比べておくれていますと。東京都は、ディーゼル問題も重要だが、アスベストについてはどう考えているのでしょうか。特に学校の音楽室とか、非常に多く使われていますと。肺がんがなぜこんなに多いのか、緊急の課題ですというシンポジウムに出まして、私は3年前からこのアスベストが非常に気になっていたんですね。何で出ないのかなと。私みたいなこんなに知識のない者でも、そういうシンポジウムで聞いてアスベストというのは頭に入ったのに、どうしてマスコミとか、行政とか、専門家の間でもっと出ないのかなと思って。</p> <p>よく言われるように、死者が出るとパッと社会問題化しますよね。どんなところでも、危ない箇所や危ない踏切でも、例の踏切の事故があったじゃないですか。危ないってみんな知っているんですね。知っているけれども、死者が出ないと動かない。今回もそうでしょう。今、全文を読み上げて長くなりまして恐縮ですけども。ですから、区として基本的な姿勢を知りたいんです。アスベスト問題について、こういう有害物質への科学者たちの警告についてどのぐらいご存じであったのか、その点についてちょっとお聞きしたいんです。</p>
環境課長	<p>アスベスト問題につきましては、以前からこういった問題は指摘されてきましたので、我々としても所管部署としては把握はしてございました。ただ、そ</p>

	<p>れについての対応は、基本的には今まで国の法規制に従って対応してきてございますので、不足するだろうというところもございます。今後、国等への要望で、その辺の対応をきちっとするような形で要望は出していきたいと考えてございます。</p> <p>先ほどの井上委員のご質問でございますけれども、今手元に資料が見つかりました。区の施設のアスベスト調査結果ということで、6施設でございます。小学校が富士見ヶ丘小学校、中学校が高円寺中学と中瀬中学でございます。それ以外のところは久我山の独身寮、あるいは高井戸区民事務所宮前分室、宮前図書館、科学館ということになってございます。それぞれ岩面の吹きつけ、あるいはロックウールの吹きつけの中に石綿が見つかるのだと思いますので、これについては今後、室内環境調査をしながら、関係者の説明会を実施するとともに、除去等の対策工事をしていく予定になってございます。</p>
Q委員	<p>学校施設は全部終わったんでしょうか。まだ終わっていないところもあるんでしょうか。</p>
環境課長	<p>今申し上げた小学校と中学校の3つでございますけれども、これについては機械室と天井等がございますので、今後対策をとっていくということでございます。調査につきましては、まだ今継続中でございます。</p>
Q委員	<p>じゃ、まだ終わっていないということですね。</p>
環境課長	<p>はい。</p>
Q委員	<p>で、大体何月ぐらいがめどというようなものはあるんでしょうか。</p>
環境課長	<p>平成8年以前に竣工した建築物に広がっていますので、大体10月の下旬までになってございます。</p>
Q委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
副会長	<p>実はアスベスト問題に関しては日本はすごくおくらせていて、私は1981年の8月に、ペンシルバニア大学の客員教授で子供を連れて行ったんです。9月から新学期なんですけれども、学校から「アスベストを除去するから当分来なくてもいい」ということで、1カ月ぐらい新学期がおくれたんですね。アメリカの場合は、私の「アメリカン・リサイクル」という本にも紹介しているんですが、T o x i cという有毒有害物質規制管理法という法律がありまして、日本では有害化学物質は5種類、最近ふえて13種類指定されていますが、アメリカでは100種類以上の有害化学物質が指定されていまして、これに対してはかなり厳しい対策がされています。</p> <p>それからもう一つ、スーパーファンド法という法律がありまして、そういうものに対しては直ちに政府もしくは自治体、公共部門が解決して、その原因者に対して徹底追及して、それにかかった費用はすべて原因者から徴収すると。例えば原因者が倒産している場合は、それに融資した銀行、金融機関から徴収するという徹底的なことをやっているんですが、日本の場合、1981年ですから、もう25年近くおくらせてしまっているんですね。ということで、後に出てくる有害化学物質を含めて日本の対応が、基本的には私は政府の対応がおくれたと考</p>

<p>会長</p>	<p>えていますが、それと同時に地方自治体も非常に対応がおくれてしまっているんですね。</p> <p>それから、学校関係に関しては、アメリカの場合、学校管理安全法という法律があって、これに基づいて学校は安全じゃなきゃいけないということで、学校に関しては早急に対応するというので、うちの子供なんかは1カ月おくれたということがあったんですね。ですから、今になって、25年後になってですね。その当時、私はアメリカにいたので、日本も当然対策をやっているなどと思ったら、最近問題になってきて私自身もびっくりしているんですね。ダイオキシンと同じで、大体日本は20年から30年おくらせてきちゃっているのが現実です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>学校関係の話も出ておりますけれども、大体の部分は昭和62年か63年ごろかなり大々的に調査がやられて、杉並の場合はいろいろ改修などは既に終わっているようですね。だから、小さな部分については出てくるということ、その理解でいいと思います。いろいろ聞いたところによると、そういうような話です。</p> <p>では、時間の関係がありますし、アスベスト問題についてはこのぐらいにさせていただきますが、今後とも区の対応をよろしくお願いいたします。</p>
<p>T委員</p>	<p>4番目の「平成16年度適正管理化学物質の使用量等報告（平成15年度分）について」のご質問、ご意見がございましたらお願いします。</p> <p>先ほどのご説明がございましたけれども、対象になる種類は58種類ですね。それと提出件数が76件ということですが、この中で2枚目についております使用量等の報告書の集計結果の中に、「環境への排出量」というのが真ん中辺にございまして、その中の仕分けが大気と公共用水域、その他と分かれています。この大気のほうはここでも明らかになっていますけれども、排水のほうにはほとんど影響がない、全くされていないというふうに読めるんです。表を見ただけでは非常に疑問に思っておりますけれども、そのところを教えてくださいたいと思います。</p> <p>それから、事業所というのは、対象となる事業所名についての公表とか、そういうものがされているのかどうか、その辺も伺いたいと思います。</p>
<p>環境課長</p>	<p>これはそれぞれの事業者自身が報告するということになってございますので、その報告を足しあげたものでございますけれども、ここにあるように「環境への排出量」の大気というのは、基本的には回収をするというのが前提になってございます。ただ、その中で、ここにあるようにキシレン、トルエン、ベンゼン、これは揮発性のものでございますので、最終的に持っている量と回収した量との差になるわけですが、それは基本的には揮発しているという考え方で、こういった数値が出るものと考えてございます。</p> <p>それから、公表ですが、東京都が各自治体からの集計をしますもので、東京都がまとめて最終的なデータを公表することになってございます。個別の事業所名というのは、数が非常に多いこともありまして、公表してございません。</p>

K委員	<p>最後のページの「年度別・適正管理化学物質使用量」というのがございまして、13年度は6カ月ですね。そして、14年度、15年度は1年12カ月を記載してあると理解しているわけですが、例えば14年から15年にかけて、総量で言いますと一気に160%ぐらい伸びていますよね。こんなに取り扱いが伸びるということはちょっと考えられないんですが、その辺の背景についてご説明いただきたいと思います。</p>
環境課長	<p>この辺のところはきちっと分析されていないんです。実はこの制度ができたのが、13年の10月にできた条例でございまして、それを各事業者にも周知をしながら報告をしてもらうということで上げてございまして、15年になるとこういったものの仕組みがきちっと周知されてきたというようなことだと考えてございまして。</p>
K委員	<p>ただ、そうしますと、13年度は半年分で687万8,576kgですか。これが1年分になるとすると、約倍ですから1,300万ぐらいになりますね。ところが1,300万に対して14年度がガクンと落ち込んで、さらに15年度がふえてきている。その辺がちょっと理解できないんですよ。</p>
環境課長	<p>確かにこれは10月～3月になってございましてけれども、その辺のところのデータが1年分の報告をしろという形をお願いしてございまして、若干ずれが出てきているのかなという感じはしてございまして。</p>
K委員	<p>13年度は10月～3月になっておりますけれども、これは1年分という間違いなんですか。</p>
環境課長 会長	<p>ちょっとこの関係は調べさせていただきます。 ほかにございましてか。よろしゅうございましてか。どうもありがとうございました。</p>
ごみ減量担当 課長	<p>では次に、5番目に入らせていただきます。「ペットボトル集積所回収モデル事業の実施状況及び地区拡大について」、ごみ減量担当課長、よろしく願います。</p> <p>ペットボトル集積所のモデル回収を昨年の11月からやっております、2地区で実施してまいりましたが、ことしも4月から、現在もその2地区で継続的に行っております。</p> <p>これは今後、リサイクルを推進して、中継所を減らしていくという大きな目標の中で、ペットボトルの集積所回収がどの程度成果を上げるかということも含めて実施しているわけです。</p> <p>お配りしているペーパーの「モデル事業実績」という部分に表がございまして、三谷町会地区と馬橋北自治会地区の昨年の11月から3月までの回収量と、この4月から7月までのペットボトルの回収量がそれぞれ書いてございまして。5カ月間で、11月から3月までの量が3.08だったのが、4月から7月までで三谷町会地区については3.76トンという形で、暖かくなってきたせいもありますが、どちらの地区も月当たりのペットボトルの集積所の回収量が5割前後伸びてまいっておりますので、目標としております月2トンを今後目指していきたい</p>

<p>会 長 副会長</p>	<p>など。</p> <p>3番目、拡大地区ということで、この10月から松庵東町会地区と堀ノ内南町会地区で、同様の形でペットボトルの集積所回収を開始したいと思っておりますので、そのご報告ということです。以上です。</p> <p>では、ただいまの説明についてご質問をお願いします。</p> <p>ペットボトルは、2000年より前の場合は、都のあれでは事業者回収という形になっていたと思うんですが。いわゆる第何種でしたか、忘れちゃったんですが。これは都のほうから区に2000年で清掃行政が移管されて、最初はそれがそのまま残っていましたよね。で、その基本的な方向は区がやるということに返還されることがあるので、こういうモデル事業を始めたんでしょうか。その辺の経緯を僕はよく知らないので、教えていただければありがたいんですが。</p>
<p>ごみ減量担当 課長</p>	<p>経緯は、従来、2000年に移管される前、ルール3と言われていて、各店舗等でのペットボトルの拠点回収の事業がずっと清掃局の時代から続いていまして、それを拡大したり、もっと拠点数をふやしてほしいということで、公共施設等にもふやしてきたわけです。いかんせんそれで順調に量も伸びているんですが、現在、廃プラの分別回収も区内6分の1地域でやっているのと同様の形で、ペットボトルもモデルということで昨年から集積所で回収した場合、どの程度の回収実績なり、不燃ごみへ出される状況を前回報告させていただいたんですが、今、集積所回収に全区展開するかどうかというのは、このモデル事業の状況を見ながら、今後の拠点回収で、従来、拡大生産者責任の一部を担う形で東京都で始まったその形を残しながらそうしていくのか、それとも全面的に転換するのかというのは確かにあるかと思うんですが、それを検証する意味でも集積所でやった場合どうかというのを今見ている状況です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ほかにありますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。</p> <p>では、6番目以降に入らせていただきます。</p> <p>6番目が「みどりの施策の充実と『みどりの条例』の改正方針（案）について」、7番目が「『杉並区みどりの基本計画』等の配布について」、8番目が「（仮称）コープとうきょう上井草店新築工事について」、緑化担当課長の関係ですので、一括してご説明のほどよろしくをお願いします。</p>
<p>緑化担当課長</p>	<p>それでは、緑化担当のほうから議題の6番、7番、8番についてご報告いたします。</p> <p>まず最初に、6番、「みどりの施策の充実と『みどりの条例』の改正方針（案）について」ご報告いたします。</p> <p>昭和48年の「みどりの条例」制定以後の状況の変化及び関係法令の改正等を踏まえまして、みどりの施策の一層の充実を図ります。また、これに伴いまして、「みどりの条例」の改正を以下の方針によって行いたいと考えております。</p> <p>まず、新しい施策の基本的な考え方でございますけれども、「みどりの条例見直し検討委員会報告書」に示されました考え方を尊重いたしまして、次の考え方に基づいてみどりの施策の充実を図ります。</p>

(1)「みどり」の定義を見直し、それに伴う施策の充実を図ります。

(2)「みどりは区民共有の財産」であるという視点に立った普及・啓発を行います。

(3)区民等との連携強化、協働を進める施策を充実し、実施いたします。

(4)私的なみどりを守るための区の支援策を充実するとともに、区民等による支援の仕組みをつくります。

(5)生態系や生物多様性保全の観点から、多様なみどりづくりや水循環施策を行います。

2番、改正条例等に規定する主な事項でございますけれども、(1)番から(10)番の区の木についてまでございまして、これにつきましては別紙資料、次のページをごらんいただければと思います。

まず、(1)みどりの定義でございますけれども、現行では、みどりとは樹木、樹林、生け垣、草地と限っておりますけれども、区民生活にかかわる緑というのはもっと多様で、もっと面積があるということから、植物などの生きもの、土や水、農地、草地、樹木、樹林、生け垣、公園、河川、こういったものをみどりとしていきたいと考えております。

(2)みどりの区民活動の推進でございます。現行の条例におきましても、みどりの保護と育成に関する実践団体の形成、その援助を規定してございますけれども、さらに区民との連携を強化するといった観点から、区民の主体的な地域活動の支援、連携と協働の場づくり、仕組みづくりの推進に関するものに改めたいと考えております。

(3)「みどりの区民管理協定」の創設でございます。これは現行の規定にはございませんけれども、今後、例えば市民緑地や公開を前提とした保護樹林などを保全するために、その所有者、保全活動を行う区民団体やNPO、区の三者が管理についての協定を結ぶということでございます。

(4)樹木等の保護施策の充実でございます。現行におきましても、保護の指定、保護の義務、標識の設置、助成、指定の解除等を規定してございますけれども、さらにそれを充実させるということで、新たに樹木等の所有者に対して適正な維持管理を義務づけるとともに、区は所有者に対して助言、指導及び必要な支援を行うというものにしていきたいと思っております。また、保護樹木等の状況変化等を掌握するために、所有者に変更にかかわる届出義務を課すことにしたいと思っております。

それから、新たに職権による指定解除を行えるようにしたいと思っております。現行では所有者からの申し出によってのみ解除ができるということでございますけれども、どうしても電信柱みたいになったものや、枯れてきたようなものにつきましても、できたら職権による指定解除ができるようにしたいと。こういったことを通しまして、質の高い保護樹木制度にしていきたいと考えております。

また、樹木等の適正管理に向けた補助金の見直しを考えたいと思っております。

す。これにつきましては今考え方を検討しておりまして、別途ご報告したいと思っております。

(5) 建築行為等に伴う緑化計画書の提出制度の見直しでございます。現行では開発行為や土地の面積が200平方メートル以上の建築行為を対象にしてございますけれども、今後はすべての開発行為、建築行為にしたいと思っております。これは、杉並区の土地の所有状況を調べましたところ、200平方メートル未満の土地をお持ちの方が7割いらっしゃったということもございますので、こういうふうにしたいと考えております。また、敷地面積が200平方メートル未満の届出につきましては、一般区民の方が記入可能な簡易な様式にしていければと思っております。

それから裏面でございますけれども、緑化基準に満たない計画がございます。そういったものには、緑化面積を確保するための特例を制度として規定できればと思っております。その特例の内容でございますけれども、屋上、壁面緑化面積があれば、それも緑化面積に算入するということ、それでも緑化面積が確保できない、満たないという場合には、植樹委託金という形でこれにかえることができるようにしたいと思っております。目安といたしまして、植樹委託金につきましては、不足分1平方メートルにつき1万円の割合でお願いしたいと思っております。この委託金につきましては、「杉並区みどりの基金」に積み立てるという考え方でございます。

(6) みどりに関する協定の整備でございます。現在、「みどりの育成協定」やら「緑地協定」がございますけれども、今後、みどりの定義を見直しまして、土や水とか、みどりの定義の幅が広がりましたので、それに伴っているような形態の協定が出てくるだろうということも考えまして、新たに「みどりに関する協定」を創設したいと考えております。

(7) 地区指定制度の見直しでございます。多様な視点に立った地区指定制度をつくりたいと考えております。1つのイメージといたしましては、今後進めていくみどりのベルトづくりの地区におきまして、みどりのベルト重点モデル地区といったようなこととか、柏の宮公園とか、そういったところの中にあります貴重な植物を守るための（仮称）自然環境保全地区といったようなイメージで考えておりますけれども、地区指定制度の創設をしたいと考えております。

(8) 水循環の回復を図る施策の充実ということで、地下水の涵養及び湧水の保全のための施策の実施を明確にします。具体的には、駐車場に関する緑化調整基準を設けまして、雨水浸透、透水性舗装にした場合、一定程度の緑化面積とみなすというようなことをしていきたいと考えております。

(9) 公表制度の見直しということで、現行の公表制度は緑化計画に関することに限って公表制度がございますけれども、今後はできましたら条例の規定に著しく違反した事例等の公表、あるいは模範となるようなものの公表も考えていきたいと考えております。これにつきましては、公表に至る手続きを明確にしていきたいと考えております。



(10)区の木についてでございますけれども、現行のスギ、アケボノスギ、サザンカ、これを継承していければと考えております。

またもとのほうに戻っていただきまして、3番、今後のスケジュールでございます。9月21日の都市環境委員会に報告いたします。10月から、これにつきまして公表、区民意見の提出の手続きを行います。区民意見を受けまして、それを反映するような形で条例案を作成いたしまして、来年2月の第1回定例区議会に条例案を上程したいと考えております。

6番の「みどりの施策の充実と『みどりの条例』の改正方針(案)について」は以上でございます。

続きまして、7番、「『杉並区みどりの基本計画』等の配布について」でございます。「杉並区みどりの基本計画」「杉並区みどりのリサイクル計画」「杉並区みどりのベルトづくり計画」という計画書を発行いたしましたので、これをきょうお配りいたしました。この3つの計画を作成するまで、本審議会におきましてもいろいろご論議をいただきまして、どうもありがとうございました。こういった形ででき上がりました。

ざっとご説明しますと、「杉並区みどりの基本計画」につきましては、先ほど会長からもお話がありましたけれども、緑被率を20%から25%に上げました。2つ目は、緑化重点地区を3つ指定してございましたけれども、杉並区全域を緑化重点地区に広げたと。それによって、国庫補助金等も受けやすくなったということでございます。3つ目は、みどりのデータを直しました。以前のものは平成9年度の緑化実態調査のデータでございましたけれども、平成14年度のみどりの実態調査のデータに直しております。その他、状況変化によって施策の充実をしたものはそういった内容に変えております。どうもありがとうございました。

それから、「みどりのベルトづくり計画」でございますけれども、これも検討懇談会等を通して考え方を整理していただきまして、こういった形でまとめました。これにつきましてはみどりのネットワークという考え方のものでございますけれども、従来の線のネットワークではなくて、幅の広い面的な広がりを持ったみどり空間をつくるという考え方が大きな特徴になってございます。そういった考え方でつくられております。

それから、最後の「みどりのリサイクル計画」につきましても、検討懇談会の中でいろんなご意見等をいただきまして、つくったものでございます。杉並区の「みどりのリサイクル計画」の大きな特徴は、例えば落ち葉とか剪定枝葉、これを1カ所に集めるのではなくて、敷地内で処理をすることです。どうしても杉並区は住宅都市でございますので、大きなリサイクル工場をつくって、大きな音を立ててリサイクルをしたり、場合によっては臭気の心配をしながらやっていくということではなくて、できましたらお庭の落ち葉はお庭に戻していただくということです。剪定枝葉もできるだけ敷地の中で処理していただければといった考え方に基づいてつくられてございます。

	<p>そういった計画書をつくりましたので、今後はこれをもとに我々もしっかり頑張っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それから、8番目の「(仮称) コープとうきょう上井草店新築工事」、これは敷地面積3,000㎡以上の緑化計画の報告でございます。</p> <p>今回は1件ございました。資料に基づきましてご説明いたします。</p> <p>所在地、杉並区上井草2丁目6番、敷地面積、3,011.23㎡、建築面積、1,555.27㎡、これによりまして基準緑地面積が345.96㎡でございます。これに対して、計画緑地面積が396.42㎡、接道部緑化につきましては、基準が100.82mに対して計画が104.7mでございます。植栽本数でございますけれども、高木が17本のところを18本、中木が116本のところを116本、低木346本のところを347本計画していただいております。</p> <p>この裏面に案内図がございます。場所が観泉寺の北側、東側、こういったところでございます。</p> <p>それから、それに添付してございます緑化計画書はこの図面のとおりでございます。</p> <p>これにつきましては以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
会 長	<p>では、最初の「みどりの施策の充実と『みどりの条例』の改正方針(案)について」ご説明がございましたが、今後のスケジュールでご説明になられましたように、これから都市環境委員会でご報告されたり、あるいは区民意見の提出ということで公表されたり、条例案を議会のほうに上程させていただくという手続きになっているようでございますけれども、何か特にございますでしょうか。</p>
緑化担当課長	<p>その前に、すみません。今後のスケジュールの中で、次回の都市環境委員会が9月21日とお話ししましたけれども、これはまだ未定だそうでございます。大変失礼いたしました。9月ということでご理解いただきたいと思ひます。</p>
会 長	<p>手続きを経てということで、月日が未定ということですね。</p> <p>特にございますでしょうか。今までののが古くなりまして、時代に合わせた形、また法律等も大改正されまして、それに準じた条例であるべきということから、定義から手法からすべてリニューアルした形での条例になってくるというきょうの大略でございます。</p>
B委員	<p>またお気づきの点は、いろいろな機会にご意見等はいただけると思ひます。また、場合によったらこの審議会でもいただけたらと思ひますので、きょうのところはよろしいですね。承っておきましょう。ありがとうございます。</p> <p>では、7番目の「『杉並区みどりの基本計画』等の配布について」ということで、3種類の報告書が完成されましたということで、若干ご説明になられながら報告があったわけですが、この件については……。</p> <p>時間も迫っているのです、簡潔に聞いておきます。</p> <p>1つは、5%引き上げるということは努力を多としたいと思ひますが、どう</p>

<p>緑化担当課長</p>	<p>してやるのかということ、きょう配られた新しい計画を見ますと、公共施設の緑化などを積極的に推進するという、後で時間があれば述べたいんですが、私は緑というのは緑地率をどれだけふやすかだと。つまり、安定した緑地をどうふやすかということにある面では尽きるのではないかと思うんです。</p> <p>「公共施設の緑化など」の「など」の中にいろいろ含まれているんでしょうけれども、ちょっと消極的すぎやしないか。つまり、25と出たことについては大変積極的なんですが、どういうアプローチがあるのかということです。</p> <p>それから、前回の計画によりますと、これは20%だった計画なんですが、用途地域別にどれだけ緑被率を確保するかとなっているんです。前回と比べて、第一種低層住居専用地域あたりが少なくなって、今度は準工業地域とか近隣商業あたりでかなり緑被率をふやすという、これ自体、大事なことだと思うんですが、この概念あたりは大体どんなことを考えられるのか、この2つ。</p> <p>平成14年度の緑被率調査では20.9%となりました。これを25%に上げたということでございますけれども、5%アップするということは、非常に量的に求められます。ざっと百数十haということになります。実際、それをどうやってやろうかというところでは、簡単に言いますと、都立公園の未整備分が残っておりますので、こういったところを考えております。</p> <p>なお、公共施設の緑化につきましても、例えば学校の芝生化、校庭緑地化とか屋上緑化、そういったことも考えながらやっていきますけれども、やっぱり大多数は都立公園の部分を考えているところでございます。</p>
<p>B委員 緑化担当課長</p>	<p>用途地域は……。</p> <p>商業地域、準工業地域についての緑化推進ということでございますね。これにつきましては、屋上緑化が主な手法になろうかと思っております。どうしても敷地の中の緑化は非常に困難な状況でございますので、ここの辺につきましては屋上緑化等の建物緑化で推進していくことになろうかと思っております。</p>
<p>B委員</p>	<p>そういうことだったら、計画目標の25をどうやってやっていくかということころには、そういうことを明記する必要があると思うんですね。現状の公共施設のみどりをふやすということだけじゃなくて、やはり公共施設の整備だとか、こういうことをちゃんとうたっていただきたいという気がします。</p> <p>もう一つ緑地率ですけれども、いわゆる緑化の実態調査によりますと、緑地率については19.1と。これはさっきあった公共施設、それから法的に整備されている、さらに社会通念上云々というのがありますよね。その他というところが8%ぐらいあって、それで19.1ということになっていたと思うんですが、このあたりが非常に重要だと思うんです。</p> <p>だから、ここでは公共緑地率19.1という現状になっているんですが、2つ緑地率の見方があるのかなと思うんです。それはさておき、先ほどあった環境基本計画の7ページの「樹木や農地を守る」というところとの関係で、61.3haを67haにふやしていくと。もう一つ、私は区内で果たす農地の役割というのは、緑地率にしても非常に大きなウエートを持っていると思うんです。農地は</p>

<p>緑化担当課長 B委員</p>	<p>どんどん減っているんですが、61.3haを67あたりに広げていくというのは、これは公拓法とかいろいろ手法もあると思うんですが、このあたりの見方だけ示してください。それで終わります。</p> <p>まず、緑地率の19.何%というのはちょっと確認をして……。</p> <p>緑地率が19.1%だったと報告に書いてあるので、2つ緑地率の見方はあるのかなと。それはいいです。</p>
<p>緑化担当課長 B委員</p>	<p>ただ、7ページのそれだけちょっと。「樹木や農地を守る」というところで数値を引き上げているので、それはどんなことなのか、そこだけで結構です。</p>
<p>緑化担当課長  B委員 会長</p>	<p>失礼しました。この保護樹林指定面積……。</p> <p>「樹林や農地を守る」という……。</p> <p>「樹林や農地を守る」というところに書いてあります保護樹林指定面積でございますけれども、いわゆる保護樹林の指定を上げるということで、今、15年度末の状況で61.3になっていますけれども、これを67にしようということで、所有者の方の同意を得て、これだけ67に引き上げたいということでございます。これは保護指定の話でございますので、具体的に農地を守るというような……。</p> <p>「農地を守る」というのがあるものだから。結構です。</p>
<p>副会長</p>	<p>ほかにございますか。よろしいですか。</p> <p>きょうは「配布」と書いてあるから、配布ということで、よく読みましょう。どうもありがとうございました。</p> <p>では、8番目の「コープとうきょう」の新築の緑化についてはいかがでしょうか。今後の問題にかかわりますけれども、緑化の基本方針、そのぐらい書いてもらおうとか、説明をされるとか、そうするとわかりやすいと思いますね。何が緑化されるんだと。あるいは方針は何だというのがあれば、やっぱりそれぞれについては必要だと思うんですね。それを各企業からお聞きになられるとか、その辺のコミュニケーションを図られてくださればいいと思います。</p> <p>では、どうもありがとうございました。きょう用意されました内容はこれで終わりにさせていただきますが、最後に副会長が研究報告ということで、若干説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、皆様のお手元に「容器包装の分別回収・処理に係る拡大生産者責任の制度化に関する研究」の要約版をお配りしたんですが、実はこれは環境省の科学研究費の重点研究プロジェクトに3カ年計画で指定されまして、これが昨年度の報告書なんですけど、昨年度は約1,000万円の研究費をもらって、今、容器包装リサイクル法の改正が10年たって問題になっていますので、それに関して研究を進めて、さっきのペットボトルの問題とも関連するんですが、時間があまりないので要約のさらに要約ということで、要約版の7ページを見ていただけますでしょうか。</p> <p>7ページの上の表に、自治体の容器別リサイクル費用の比較ということで、2003年のデータを使って、対象都市は横浜市、日野市、仙台市、北九州市、札幌市、柏市の6都市です。自治体の収集・輸送費用が、アルミ缶、スチール缶、ペッ</p>

トボトル、ガラス瓶を500mlのものに換算しまして、幾らかかっているかというのを自治体にデータを出していただいて、それで調べたものです。全部このサイズに換算したものです。

全体的に見ますと、今までは重量ベースでしかほとんど公表されていません。それから、素材別のデータがあまりなかったということがありまして、一番下の全体のを見ていただきますと、例えばガラス瓶を500mlに換算しますと、1本16円ぐらいかかっているというデータが出ています。それから、スチール缶、アルミ缶が大体3.5円と3.1円、アルミは重量ベースで見るとマイナス0.38円。アルミは割と高く売れますので、プラスになっているということですね。ただ、こういうものはかさばりますので、重量ベースでは正しく評価ができないということで、これを見かけ比重、比重とか密度で見て、容積ベースで全部計算を、多分日本で初めての計算だと思うんですが、行いました。

そうしますと、ガラス瓶というのは重たいですから非常に不利なんですけど、容積ベースで見ると4.95円、ペットボトルが4.80円、スチール缶は4.47円、アルミ缶が容積がかさばりますので、マイナスじゃなくてプラスの2.34円。アルミだけ安いんですが、大体1個5円ぐらい自治体はかかっているという計算結果が出たんですね。

政府、環境省の調査では、年間、容器包装リサイクルに3,000億円ぐらいお金がかかっているということで、非常に膨大なお金がかかっている、次はこれをだれが負担するかという問題で、これが下の表5-1-2で、ドイツ、フランス、日本の比較を、昨年2週間、ドイツ、フランスに調査に行っていました。

ドイツは、収集・輸送と再資源化の責任負担と費用負担がすべて製造業者の責任になっています。これがいわゆる拡大生産者責任ということで、Extended Producer Responsibility、EPRが実行されているということになります。ですから、EPRの実現度では100%費用負担。最終的には消費者に価格転嫁していいと。ただし、A社とB社がいて、価格転嫁の割合が高ければ市場競争で、例えばA社のほうが高ければA社がB社に破れていくということになるわけですね。

フランスは日本と同じで、割と中央集権国家というか、行政の力が強いところですので、ドイツは1991年から実行しているんですが、フランスは1992年から実行しまして、違いは収集・輸送の責任は自治体にあると。最終的には製造業者なんですけど、さらに費用負担は全国平均で見ると、50%が自治体が負担して、50%を製造業者が負担するということになります。トータルで見ますと、リサイクル費用の70%から80%が収集・輸送費用と言われていています。フランスは割と効率的にやっていますので70%と考えますと、70%の半分で35%、プラス30%、65%企業というか、製造業者がEPRを負担していると。

それに対して日本は、収集・輸送費用は100%自治体が負担して税金でやっているということで、日本の場合、非常に効率が悪いので、収集・輸送費用が

	<p>80%ぐらいかかっている。それから、再資源化、再商品化の費用も、中小企業対策で中小企業は自治体が負担しているということで、結局、自治体が80%以上負担して、製造業者負担は20%以下であると。こういうことで、日本のEPRの実現度は非常に低い。</p> <p>実は先週1週間、韓国に調査に行ってきましたが、韓国はドイツの方式を理論的に入れていまして、プラス政府が非常に主導して、毎年、リサイクル率の目標を決めるわけですね。その目標を達成できていない事業者に対しては罰金を科すという、かなり政府主導型のドイツ方式をやっております。</p> <p>あと、ことし秋から冬にかけてアメリカとカナダも調査する予定なんですが、アメリカとカナダはデポジット制度でやっているのが特徴です。そういうことで、日本がかなりおくらしているんじゃないか。今、容器包装リサイクル法の改正が、環境省、経済産業省の審議会でも話題になっていますが。</p> <p>杉並区に関しまして、上のデータは今、杉並区の担当の方にデータを整理して出させていただきますので、こういう計算を杉並区で。それからもう一つは新宿区もやっていますので、新宿区も計算して。もう一つ全国ベースの都市に関してはもうちょっと荒っぽい調査をやるという形で考えております。</p> <p>こういう結果で、少しペットボトルも含めた……。それから、その他プラスチック類がめちゃくちゃお金がかかっているんですが、そういうものに対して一体だれが、現実にだれが負担をしているのか。欧米とか韓国に比べて日本の負担、特に製造業者の負担割合が低いところをどうやって改善していくかを考えていきたいということです。ざっとですが、こんなところです。</p> <p>それから、もう一つきょうお配りしたのは、これに関連して10月7日に関東学院の関内キャンパスで、容器包装リサイクル法と拡大生産者責任のシンポジウムがありますので、ぜひご参加いただきたいと思います。ちょっとこの企画書が古いんですが、終了後、懇親会も――参加費は無料なんですが、懇親会は有料で3,500円でやりますので、もし委員の方その他で参画される方は、電子メールまたはファクスで私のほうに申し込みをしていただければありがたいと思います。9月15日じゃなくても、20日ぐらいまで結構です。以上です。</p> <p>どうもありがとうございました。また参考にさせていただいたり、時間があるときにご質問等をお受けしたいと思います。</p> <p>その他で事務局、ありますか。</p> <p>特段、ございません。</p> <p>では、次回の日程でございますけれども、11月8日の火曜日午前中、または10日木曜日の午後2時から2時間ほど予定させていただいているんですが、ここで毎回お願いしているように、ご都合の悪い方、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">( 日 程 調 整 )</p> <p>では、ご都合のいい方に合わせまして、11月8日火曜日10時からを予定させていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>では、これをもちまして第8回の審議会を終わりにさせていただきます。ご</p>
会 長	
環境課長 会 長	
会 長	

熱心にありがとうございました。

(終 了)